働きすぎによる健康障害、賃金不払残業の
解消のために労使で話し合いましょう。

11月は「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」

都道府県労働局 **全国一斉無料相談ダイヤル** ～過重労働と賃金不払残業の解消のために～

11月23日(金) 勤労感謝の日 9時00分～17時00分

はやくなくそう　不払残業
0120-897-283

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労使がともに協力しあい、「過重労働による健康障害」や「賃金不払残業」をなくしましょう。

「過重労働による健康障害」とは？

「過重労働による健康障害」とは長時間にわたる過重な労働により、疲労の蓄積がもたらされた結果、脳・心臓疾患を発症することです。時間外・休日労働時間が月45時間を越えて長くなるほど、業務と発症との関連性が強まるとされています。

「賃金不払残業」とは？

「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせることです。「賃金不払残業」は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あってはならないものです。

「過重労働による健康障害」の防止と「賃金不払残業」の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

※厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月）

過重労働による健康障害を防止するために

①時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底

※時間外労働時間は月45時間以下とするよう努めましょう。

②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じること

等を実施しましょう。

※厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月）

賃金不払残業を解消するために

①労働時間適正把握基準の遵守

②職場風土の改革

③適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

④労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実施しましょう。

※厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月）

11月は過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間です。